

第三者評価結果

事業所名：グローバルキッズ下田町園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」は、保育所の理念や方針に基づき、児童憲章や児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成しています。「全体的な計画」の内容が各指導計画書に落とし込まれるように、子どもの発達過程や子どもと家庭の状況、保育時間等を考慮して、適格な内容になるように作成しています。毎月の乳児会議・幼児会議で日案・週案・月案を振り返り・見直しを行っています。毎年1月の全職員が参加する会議では、それまでの振り返りや見直しの結果を踏まえて、再度保育理念を確認して「全体的な計画」の評価・検討を行っており、園長が中心になって作成しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>保育室は1フロアで繋がっており、保育スペースが仕切られています。1歳時は小ぶりの保育スペースで、みんな一緒に過ごしています。今年度から2~5歳児による異年齢保育を取り入れており、それぞれのスペースを自由に行き来して活動しています。作品を置く棚や発達年齢に合わせた教材や教具は、いつでも好きな時に取り出して使用することができます。絵本コーナーや玩具コーナーの横には、数人で座るスペースや、一人になれる空間も確保されています。室温・湿度の管理をこまめに行い、安全チェックや室内清掃を実施しています。保育スペースの向かいにトイレがあるため、プライバシーの配慮と併せ、保育士の目が届くことで安全性と衛生面も考慮されており、生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を用意しています。限られたスペースを工夫して使用していますが、改善の余地があるという意識を持って保育に取り組んでいます。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>「GK保育」による園内研修で、子どもを受容する丁寧な保育を職員間で実践していくことができるように学びの場を設定しています。上手くできない場合には職員同士で声をかけ、どこが難しいのか話し合いを行い、乳児・幼児会議等で組織的に解決しています。“一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育”を実施することは、保育のプロである保育士としては当たり前のことであると考え、子ども一人ひとりに向き合う保育を実践するために、口調や用いる言葉・態度等を模索している段階です。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの発達に合わせて、日々の生活習慣を身につけることができるように、保育の場面での環境に配慮しています。担任に捕らわれず、全職員が目子ども一人ひとりを見て、発達状況を確認することを重視して、基本的な生活習慣を身につけることのできる環境を整えています。発達段階に応じて、子どもが自分でできるよう配置し、子どもが自分でやろうとする気持ちや達成感を得て自信や次への意欲につながるように時間を掛けて支援しています。職員が子どもに対して過干渉になるところも見受けられるため、自立心を奪わないように発達状況を見極める、見守ることを大切にしています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 子どもが主体的に活動できる環境を整備して保育を実践することを心掛けています。子どもの遊ぶ様子を常に観察することで、年齢や興味・関心に応じて、自ら遊びを選択して遊びに集中できるような玩具や教材・絵本を用意しています。また、近隣の公園で自然や生き物に触れる機会を設け、遊びを楽しむ環境を用意するなど、子どもが自主的・自発的に遊ぶことができる保育の環境設定に努めています。職員全員が同じ目標を持ち、日々の振り返りを大事にして、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を実践しています。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	
<p><コメント> 非該当 0歳児が在籍しないため</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 養護と教育とが一体的に展開されるように、1歳児クラスは担任全員が目で発達状況を確認することを重視しています。保育士に対して安心感・信頼感を持ち、個々の発達に合わせた援助や助言を行い、絵本を用いて言葉だけでなく視覚的理解ができるような指導を心掛けています。2~3歳未満児に対しては、幼児クラスと一緒に異年齢保育を実施しています。2~5歳児クラスの全保育士で全ての子どもたちの保育を実施しており、個々の発達を職員間で共有し、子どもが自分でしようとする気持ちを大切にしながら身辺自立の芽生えをゆっくり見守っています。保育現場では保育士の経験の差が出るため、ウェブマップを活用して、日々、保育のプロとして技術を高める努力をしています。保護者へは送迎時に積極的に声かけを行って子どもの様子を伝え合い、個別の課題については保護者の意向を確認して、保護者向けアプリを活用し、家庭と連携して取り組んでいます。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 幼児クラスでは、年齢や発達に応じて色々な遊びに興味・関心を持ち、子どもが自ら活動を選択して遊びに集中できるような玩具や教材を提供しています。異年齢保育を実施しているため、年齢で活動内容を制限することはありませんが、5歳児は針を使って雑巾と卒園制作のティッシュカバーを制作しており、針と糸を使えることが憧れの対象になるように頑張っています。また、布を染めて三つ編みで縄跳び作りをしており、指先の発達に役立つと共に、成果物で皆一緒に遊ぶ喜び・達成感を体験しています。異年齢で一緒に過ごすことで、年長児が年下の子どもたちにルールや決まりを教え、年下の子どもたちは憧れて一生懸命真似をする、というお互いが学ぶ環境が常に用意されており、養護と教育が一体的に展開されています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境として、園舎内はバリアフリーとしています。現在、認定されている障害のある子どもは在園していませんが、多機能トイレを設置しており、車いす利用の子どもを受け入れも可能です。障害児受け入れマニュアルが整備され、園内研修やケース会議で特性を考慮した個別指導計画を立てる体制は確立されています。配慮の必要な子どもに対しても、同様の対応を行っていますが、子どもの様子や反応は千差万別で、対応方法は正解は1つと決まっているものではないと考えています。障害に関する知識や情報が十分ではないと感じることもあり、今後も研鑽を積んでいくことを目標としています。</p>	
<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 1日の生活を見通した保育を提供できるように、「全体的な計画」や「年間保育指導計画」・「月間保育指導計画」で長時間保育に関する配慮すべき事項を記載し、年齢に応じた環境を準備しています。保育室は長時間保育にもストレスがないように、明るさ・音・温度等に配慮しています。保育の様子は日誌に記載して、確実な引き継ぎを行っています。子どもの生活リズムは家庭によって異なるため、全員に配慮した食事・おやつ提供は難しいと考えています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	b
<p><コメント> 小学校との連携については「全体的な計画」や具体的な保育内容の「全体の計画」に記載され、就学を見通した小学校との連携を予定していますが、今年度はコロナ禍で交流が持てていません。保育所児童保育要録は園長責任のもと、担任保育士を中心に作成して小学校に提出しています。特に配慮を要する子どもに関しては、書類提出と共に小学校担当教諭に口頭での説明も行い、就学後の問い合わせにても対応していますが、十分にできていないと感じています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理 【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 健康管理については「全体的な計画」や「年間保育指導計画」・「月間保育指導計画」に記載されており、健康管理マニュアルが整備され、入園時や進級時に、児童票に生育歴・内服歴・既往症・予防接種の状況等を記入して管理し、全職員で共有しています。園での様子は保護者向けアプリで知らせるほか、送迎時に口頭でも伝えることを心掛けています。感染症に関しては、法人作成と厚生労働省のマニュアルが用意されており、登園停止基準や感染症の疑いが生じた場合の対応等を明示しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）については口頭・配布物で説明を行い、園内研修を実施して安全確保に努めています。保護者には、毎月発行している法人作成の「ほけんだより」で感染症等の情報を配信しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	b
<p><コメント> 健診については「全体的な計画」や「年間保育指導計画」に予定が記載されており、園医による年2回の健康診断と歯科健診、毎月の身体測定結果については児童票に記録するほか、保護者向けアプリで保護者に知らせています。例年は、食後の歯磨きは、乳児は食後にお茶を飲んで殺菌を行い、幼児は自分で歯を磨き、保育士が仕上げ磨きをしています。今年度はコロナ禍で実施できないため、家庭と連携した取組ができていません。</p>	
<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> 現在、アレルギー疾患や慢性疾患の子どもは在籍していませんが、アレルギー性疾患や慢性疾患等に関する研修に職員が参加し、知識や情報を周知・共有しています。「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」や「食物アレルギー児・食事制限が必要な児童に対する基本方針」と照らし合わせ、適切な対応を行っています。主治医の指示のもと、栄養士・調理員・施設長・クラス担任が保護者と相談して、適切な対応を取る体制が整っています。事故を防ぐために専用トレイや食器の色分け、複数人による声出し確認を行い、直接対応する人を限定して、他の食事との違いを明確にしています。保護者に対しては、入園説明会で園への飲食物の持ち込みや飲食の禁止を伝えていますが、必要に応じて、子どもたちにもアレルギーの危険性について伝え、保護者に理解を図るための取組を行う予定です。</p>	
<p>A-1-(4) 食事 【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> 「全体的な計画」や「年間指導計画」・「月案」で、一人ひとりの年齢や発達に応じた保育を行っています。年齢を問わずに陶器の食器を用いて、安定して器を持てるようにしています。“食事は楽しい”と体感してもらうため、集団で食べるときの雰囲気作りとして、食事に興味を持つ話やコミュニケーション作りを行っています。また、田植えから脱穀の工程や味噌作りを子ども自身が体験することや、野菜の皮むきを自分たちで行うことで、食材に興味を持つことを心掛けています。併せて、クリスマスなどの行事食を提供することで行事内容にも興味を持つようにしています。保護者には、「給食だより」と毎月の献立を配布し、旬の食材等を紹介して家庭と連携して食育を進めています。乳児は発達段階の差が大きいので、食事のサポートに関して今以上の検討を進めています。</p>	

<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント> 子どもがおいしく安心して食べる事ができるように、月1回の給食会議には調理員にも参加してもらって情報を共有しています。調理員・栄養士が子どもたちの喫食状況を巡回して「喫食状況記入表」に記録して、献立・好き嫌いや子どもの食べる量・好きなメニュー等の喫食状況等から、盛り付け方や、彩り・量などを工夫して子どもの興味と五感を刺激し、楽しめる食事の提供に反映しています。お米を作って餅つきをしたり、手作り味噌を野菜につけて食べたり、地元の野菜を八百屋で購入したりと、地域の食文化を取り入れる工夫を行っています。「年間職員献立計画」に沿った食育を実施して、発達段階に応じて食材に触れる体験をしています。</p>	

A-2 子育て支援

<p>A-2-(1) 家庭と緊密な連携</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント> 園と保護者の連絡方法は、入園時に紙ベースの連絡帳かICT活用のいずれかを選択することができます。現在は全員がICTシステムで家庭と園の情報交換をしています。登降園の健康状態、園や家庭での子どもの様子、園だよりははじめ園からのお知らせなど、園活動に関する情報や家庭での子どもの情報を24時間サイクルで双方が把握し、子どもの成長過程を共有しています。また、日々の保育活動を動画で発信し、年齢ごとの活動の様子は、ドキュメンテーション方式（写真やコメント付）で提供しています。家庭の状況や保護者との情報交換は、必要に応じて記録しています。</p>	
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画の重要項目に保護者との関わりについて明記しています。園では、「保育の見える化」を第一とし、登園後の子どもの様子を動画発信しています。また、保育参加、公開保育、個人面談、保護者会で園の保育方針や保育活動を説明し、家庭と園が1日を通して共に子育てをし、共に子どもの成長を応援し、見守っていることを伝えています。保護者の就労状況に配慮し、保護者のメンタル面や子どもの発達状況など、一人ひとりの相談に真摯に対応しています。また、相談内容によって、担当保育士だけでなく、チーフ保育士から園長への連携体制ができています。必要に応じた外部関連機関との連携も整えています。園長は、職員の更なる向上へ向けて取り組んでいます。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a
<p><コメント> 法人の「保育園危機管理」に虐待防止に関するマニュアルがあります。また、重要事項説明書には、虐待など権利侵害の禁止や児童虐待防止法を遵守すると明記しています。登降園時の保護者や子どもの様子、着替えやトイレ援助などで虐待の可能性が見られる場合は、速やかに職員間で共有し、横浜市北部児童相談所や港北区子ども家庭支援課に通報する体制ができています。現在までに虐待等権利侵害に関する事例はありませんが、子どもや保護者のサインを見逃さないように早期発見、早期対応に努めています。虐待に関してマニュアルの読み合わせを行っています。更に、職員の理解を深めるために「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を定期的に行い、虐待防止の意識付けを継続的に行っていきたくとしています。</p>	

A-3 保育の質の向上

<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント> 園では、毎月、「保育をする」ことの意味を深く理解し、自身の振り返りを確かめる演習形式の「学びの会」を行っています。また、年度末には、保育士が輪番で自身の「子ども観、保育観、発達観」について発表をしています。園長は、知識を詰めるだけでなく、自らが考え、子どもの行動の意味を捉え、保育士の視点がピンポイントで行えているか、活動が保育指針の10の姿からずれていないか、一つひとつの活動内容において自身の保育実践が常に問われていることを伝えています。保育士達は、毎日30分の時間をとり、学びのツールとしてウェブマップ（蜘蛛の巣図式）で、子どもの活動も含めた発想・展開を理解し、発達年齢に合った保育環境に繋げています。職員の自己評価の結果を分析し、園の保育実践の自己評価に反映しています。園長は、保育分野だけに留まらず、広い分野における自己研鑽、自己啓発を奨励しています。</p>	